

年頭あいさつ

公益社団法人 日本監査役協会
会長 岡田 譲治

皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。年初に当たり、日本監査役協会を代表してひとこと御挨拶を申し上げます。

昨年は、国内では度々甚大な自然災害に見舞われました。国外に目を転じれば、米中経済摩擦が続いており、ヨーロッパでも主要国で混乱が生じています。このような内外の状況の中で、国内の企業業績はおおむね順調に推移していると言える一方、品質や検査データ偽装、不正融資、有価証券報告書虚偽記載、特別背任など、様々な不祥事報道が相次ぎました。

今年も、改元、消費税増税、深刻な労働力不足への対応など、様々な課題がありますが我々監査役等としては、これまでに実施されてきた企業統治改革に関する様々な施策の実効性向上だけでなく、今後導入が予定されている施策の円滑な実施に向けて、自社の体制の整備に努めることが求められます。

今後導入が予定されている施策としては、まず、監査上の主要な検討事項、いわゆるKAMを記載するという金融商品取引法上の監査人の監査基準の改訂が挙げられます。KAMの選定は、最終的には監査人が行いますが、その過程において監査役等との協議も求められています。監査人とのコミュニケーションは、これまでもしっかりと行われていると思いますが、今まで以上に充実を図っていく必要があります。一部上場会社は来年3月期決算からの適用が望まれています。本適用が再来年の3月期決算からであることを考えると、試行等早めに準備する必要があります。

これとは別に、有価証券報告書等における開示の充実も予定されており、来年3月期からは、監査役会等の活動状況や監査法人の継続監査期間といった監査役等に関わる開示が義務付けられる見込みです。会計監査に関しては、ほかにも、いわゆる無限定適正意見以外の意見が出される場合に、その理由や経緯等の開示を求める動きがあります。

KAMの導入を始め、これら一連の施策には監査役等の関与を求められているものが少なからずあります。これは、監査の重要性と、監査における監査役等の役割の重要性の認知が進んだ結果と言えるのではないのでしょうか。監査役等としてはこれを負担と捉えることなく、実務実態に対する理解を得るチャンスとして、積極的に対応していくべきものと考えております。

また、会社法の更なる改正も、近々要綱が出されると聞いております。そのほかにも企業統治の充実に向けて様々な施策が検討されることと思いますが、当協会としてもその動向を注視していく所存です。

さて、亥年といえば、「猪突猛進」、「猪武者」など、周りを見ずに突き進む様を表わすものが少なくありません。監査役等も、職務の達成に向けて全身全霊を傾けることは大事なことです。今年もしっかり周囲を見ながら進む必要があります。

我々監査役等にとっての職務は企業統治の充実にあり、特に不祥事の防止や発覚後の対応においては、時に経営者と対峙する覚悟を持って職務を遂行しなければなりません。最近の不正融資事案では、第三者委員会の調査報告で監査役の善管注意義務違反の有無が取り上げられていました。その結論にかかわらず、監査役等としては、企業統治の一翼を担うものとして、その職務に真摯に向き合う必要があります。

この1年で、当協会の会員は、社数で234社、登録監査役等の数で262名増加しました。これは、監査役等への期待を映すものと感じております。当協会としても、監査役等の皆様のお役に立てるよう、本年も全力で活動してまいります。御来賓の皆様、そしてお集まりの会員の皆様の御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

(平成31年1月11日 当協会 本部賀詞交歓会にて)